

接種終了までの流れ

1 市から「接種券」「予診票」などが郵便で届きます。

2 接種券に同封された案内を確認し、医療機関または集団接種会場のどちらで接種を受けるかを選んで、予約をしてください。

●●会場	■■会場
▲▲会場	★★会場

3 説明書をよく読み、「予診票」の太枠内に必要事項を事前に記入してください。

4 予約をした日時に接種会場に行き、1回目の接種を受けます。

5 接種後は経過観察のため、15分～30分程度、接種会場で待機します。その間に2回目の予約を行います。

15～30分

6 1回目の接種時に予約をした日時に接種会場に行き、2回目の接種を受けます。

接種時の持ち物

円滑な接種を行えるよう、事前にしっかりと確認をお願いします。

- 市から届いた「接種券」
- 市から届いた「予診票」
※必ず事前に記入してお持ちください
- 「保険証」や「運転免許証」などの本人確認ができるもの
- お持ちであれば「お薬手帳」
- 集団接種の方のみ市から届いた「予約確認票」

※この持ち物リストは、接種会場に向かう前にチェックリストとしてお使いください。



新型コロナウイルスワクチンの接種が始まります

問 コロナワクチン対策室 ☎(25)8553

現在、新型コロナウイルスのワクチン開発・製造が進められています。市では、国の定める優先接種者から接種をはじめ、順次、市民の皆さんへのワクチン接種を進めていきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種は次のスケジュールで行う予定です。

接種場所は、市内の一部医療機関での「個別接種」と、市内の体育館、保健センターなどでの「集団接種」を予定しています。詳しい内容が決まり次第、改めてお知らせします。

接種の時期が近づいた対象の方には、市から順次「接種券」をお送りします。

高齢者施設に入所中の方の接種券は、施設にお送りします。

65歳以上の方の接種券は、5月10日(月)ごろから順次お送りする予定です。

接種スケジュール

ワクチンの供給状況によっては、時期が前後する可能性があります。

4月下旬～

高齢者施設に入所されている、65歳以上の方を対象にワクチンの接種が始まります。

5月中旬～

65歳以上の高齢者の方を対象に順次ワクチンの接種が始まります。

それ以降

65歳未満の方のワクチンの接種は、65歳以上の高齢者の方の接種が進み次第、改めてお知らせいたします。

大切なお知らせ

○接種は無料です

国が費用を全額負担するため、無料で接種を受けられます。

○2回接種が必要です

3週間の間隔を空けて、2回接種を受けていただく必要があります。2回目の予約は、1回目の接種後に予約できます。

○かかりつけ医にご相談ください

定期的に通院または服薬をしている方は、必ず事前にかかりつけ医に接種を受けてよいかご相談ください。

また、持病やアレルギー等で、ワクチン接種による副作用に不安がある場合は、かかりつけ医にご相談ください。

選挙管理委員会委員と 監査委員が改選されました

【選挙管理委員会委員】

任期満了により、3月11日付けで次の方々が就任されました。



竹脇 美さん



中村 眞奈美さん



野口 好子さん



中村 敏夫さん

【代表監査委員】

前委員の任期満了により、3月11日付けで就任されました。



多胡 豊章さん

【議会選出監査委員】

前委員の任期満了により、2月19日付けで就任されました。



万木 豊さん

【前選挙管理委員会】委員長の城戸重臣さん、【前監査委員】代表監査委員の井口與嗣隆さん、監査委員の青谷章さんには、長年にわたりご尽力いただきました。ありがとうございました。

選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 ☎(25)8000

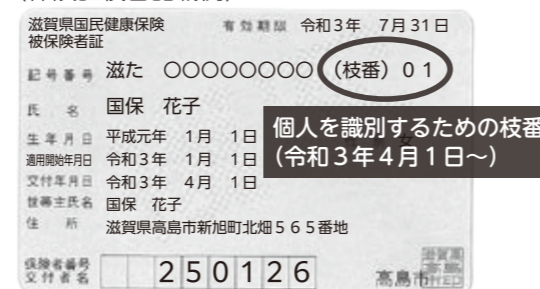
マイナンバーカードが健康保険証として 使えるようになります！

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137



高島市民病院での使い方は、本誌 25 ページの「びょういんだより」をご覧ください。

(保険証枝番記載例)



個人を識別するための枝番
(令和3年4月1日～)

令和3年3月下旬からオンライン資格確認*が始まったことで、医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを保険証として使うことができます。そのためには、申し込みが必要です。詳しくは、マイナポータルホームページをご覧ください。



マイナポータル
のホームページは
こちらから



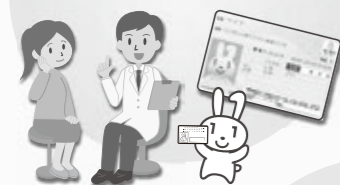
オンライン資格確認が始まったことで、国民健康保険被保険者証に個人を識別するための枝番が記載されますが、枝番が記載されていない被保険者証も有効期限までは、今までどおり使えます。

※オンライン資格確認・・・マイナンバーカードや保険証などを使って、医療保険の資格確認がオンラインでできる仕組みです。

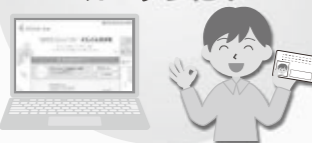
どないいいことがあるの？

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続きが必要です。



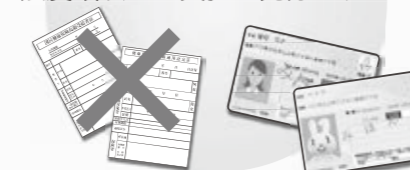
マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！



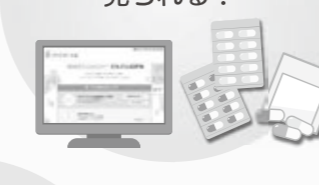
あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

道路の異常箇所を投稿してください

道路の異常を早期に発見し対応するために、皆さんからスマートフォンアプリを通して、情報提供（投稿）していただく「道路異常等通報システム」を導入しています。通報システムを活用して、道路の安全確保にご協力をお願いします。

投稿いただきたい内容

道路の異常箇所

- ▼穴ぼこ、陥没、段差、ひび割れ
- ▼側溝（ふた等）の損傷
- ▼ガードレール等の損傷
- ▼マンホールの段差
- ▼街路樹の異常 など



利用時間

投稿は24時間365日可能ですが、市の対応は原則として、勤務時間内です。

ただし、緊急を要する場合は、直接電話で通報してください。
※緊急連絡先はアプリ内に表示されます。

利用方法

スマートフォンにアプリをインストールし、道路の異常箇所を撮影し、投稿してください。市は投稿していただいた写真から道路の損傷具合や位置情報を確認し、対応内容等を決定し、アプリで報告します。

※利用方法を示した「操作手順書」は、市のホームページでご覧になれます。



☎ 土木課 ☎ (25) 8570

軽自動車税の減免制度

☎ 税務課 (25) 8116

心身に障がいのある方で右の表の要件に該当する場合は、申請することで軽自動車税(種別割)の減免制度を利用することができます。

なお、令和2年度に減免を受けられた方には、現況報告書を4月上旬までに送付します。

●申請期間 4月1日(木)～5月31日(日)

●申請方法

次の書類等を税務課または支所へお持ちください。

- 減免申請書(税務課・各支所にあります)
- 身体障害者手帳(または、戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
- 運転免許証(本人が運転しない場合は、同一生計の方の運転免許証)
- 自動車検査証
- 印鑑(認印可)
- マイナンバーカード

●減免の対象となる車両の状況

対象者	所有者	運転者
身体障がい者	18歳以上 18歳未満	本人 同一生計の方
知的障がい者・精神障がい者	本人・同一生計の方	本人・同一生計の方

●減免の対象となる障がいの範囲

障がいの区分	運転する人が身体障がい者本人	運転する人が同一生計の方
視覚障害	1級～4級	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (喉頭摘出者のみ)	-
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級・2級 1級～3級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害		1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級
知的障がい者	療育手帳に記載された障がいの程度が「A1・A2」の方	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方	

※戦傷病者の方は、お問い合わせください。

国民健康保険税の軽減制度

☎ 税務課 (25) 8116

倒産・解雇などで離職された方(特定受給資格者)や、雇い止めなどにより離職された方(特定理由離職者)には、国民健康保険税の軽減制度があります。

◆対象者

離職された65歳未満(離職日現在)の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由(コード)が右の表のいずれかに該当する方。

◆軽減期間

離職日の翌日から、翌年度末まで。

◆手続き

「国民健康保険税 特例対象被保険者等申告書」を税務課、または各支所に提出してください。

※離職理由コードの確認のため、雇用保険受給資格者証を必ず持ってきてください。

◆軽減内容

対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

○特定受給資格者

コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上・雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満・更新明示あり)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

○特定理由離職者

コード	離職理由
23	期間満了(雇用期間3年未満・更新明示なし)
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)



外来獣による被害が多発しています!



近年、市内では、アライグマやハクビシンなどの外来獣が繁殖拡大し、農作物被害や家屋の屋根裏への侵入、騒音や糞害をもたらすなどの生活被害が多発しています。ここでは、被害対策と支援制度をご紹介します。

▼家屋に侵入させないために

侵入を防ぐために知っておきたい3つのポイントをご紹介します。

えさとなるものを近くに置かない

外に放置されている家庭ごみや収穫した農作物、柵で囲っていない畑、コイを飼育している池などは外来獣を誘引する原因となります。家屋の近くにえさとなるようなものが無いか確認しましょう。

通り道になりうる箇所を塞ぐ

壁や軒下の穴、破損している箇所

所などが無いか点検し、金網などで塞ぎましょう。庭木の枝を伝って、2階へと侵入することもありますので、こまめに切りましょう。

生息場所



外来獣は、主に水辺や畑、空き家等に生息しています。近くに該当しているものがある方は、近くまで来ている可能性が高いので、十分ご注意ください。

▼支援制度のご案内

市では、外来獣の捕獲おりの貸し出しを行っています。ただし、捕獲には許可が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 農村整備課 (25) 8529

農業振興地域整備計画の変更受付期間をお知らせします

市では、農業振興を図っていく地域を農用地区域として設定していますが、やむを得ず他の目的(住宅、駐車場、店舗など)に利用する場合には、農業委員会に農地転用申請をする前に、農用地区域からの除外の手続きが必要です。なお、除外には必要な要件があります。本年度の受付期間は次のとおりです。

第1期(11月未完了予定)
7月1日(木)～8月2日(月)

第2期(令和4年3月未完了予定)
11月1日(月)～30日(火)

第3期(令和4年7月未完了予定)
令和4年3月1日(火)～31日(木)

農地以外の目的への利用などを検討されている場合は、まずは、農業政策課へご相談ください。

☎ 農業政策課 (25) 8511

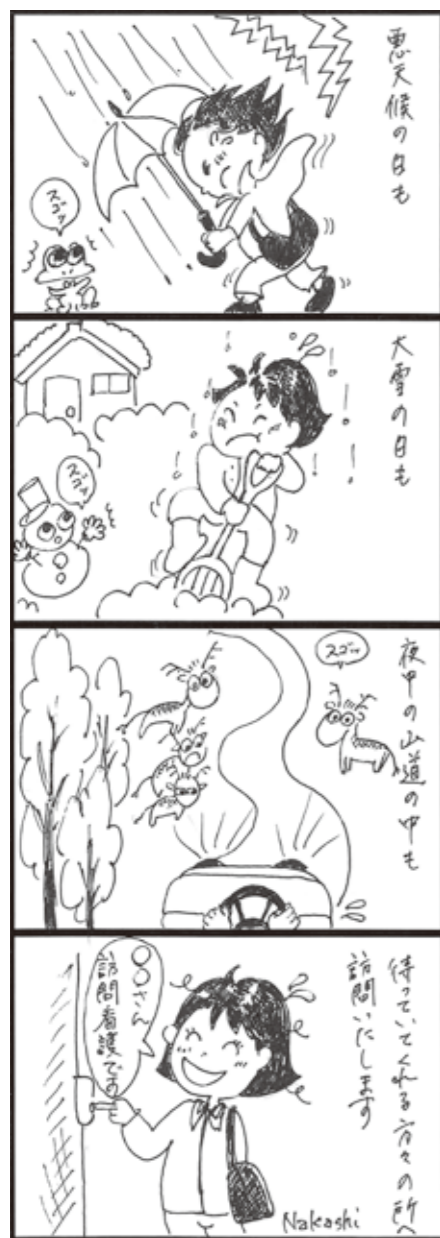
訪問看護サービスって、なに？

訪問看護とは？

病気や障がいなどで自宅で療養生活を送られている要介護の方や、治療・医療機器の使用が必要な方のご自宅へ看護師が訪問し暮らしをサポートするサービスです。

訪問看護サービスをご利用いただくには、契約が必要となります。また、利用料金は介護保険・医療保険の適用が受けられます。まずは、お気軽にお電話ください。

看護師がご自宅までお伺いし
快適な在宅療養をサポートします



雨風にも負けず、寒さにも負けず、
訪問看護師は利用者のご自宅に向かい車を走らせます。

高島市訪問看護ステーション
☎(36) 8111

4月
から

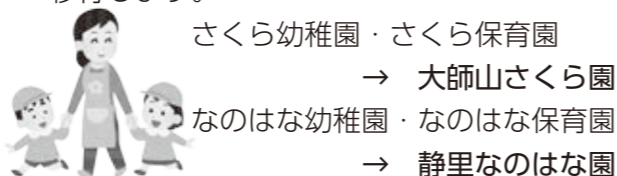


子育て関連施設を再編成します

☎ 子育て支援課 ☎ (25) 8136

▼変更 1 認定こども園になります

これまで幼稚園と保育園の一体化施設として運営してきた次の園が、4月から認定こども園へ移行します。



▼変更 2 子育て支援センターが変わります

近年、低年齢児（0歳～2歳児）の保育園等への入所が増加し、子育て支援センターの利用対象者が減少していることから、現在4か所で開設している子育て支援センターを2か所に集約・再編します。

北部地域子育て支援センター(マキノ児童館内)
南部地域子育て支援センター(高島こども園内)
新旭地域子育て支援センター(大師山さくら園内)
朽木地域子育て支援センター(朽木こども園内)

高島市地域子育て支援センター『ほのぼの』
(場所) マキノ児童館内

高島市地域子育て支援センター『あっぱっぴ』
(場所) 静里なのはな園内

※高島こども園・大師山さくら園・朽木こども園には、認定こども園の『子育て支援室』が開設されます。

▼変更 3 マキノ児童館の開館日が変わります

併設する子育て支援センターに合わせて、開館日を変更します。

マキノ児童館開館日 火～土曜日(週5日)

友好交流都市愛媛県大洲市の特産品を購入できます！

高島市の友好交流都市である愛媛県大洲市の特産品を道の駅藤樹の里あどがわで販売しています。大洲名物の「志ぐれ」や「いもたき」、「みかんジュース」を始めとしたさまざまな特産品を取り揃えています。ぜひこの機会にお買い求めください。



「志ぐれ」とは・・・

大洲銘菓「志ぐれ」は、小豆と米粉や餅粉を混ぜ合わせて、セイロで蒸しあげた他に見ない独特のお菓子です。

「いもたき」とは・・・

里芋と油揚げ、こんにゃく、椎茸、鶏肉などを醤油ベースで煮込んだ、大洲市の郷土料理です。

海津大崎一方通行規制のお知らせ

海津大崎の桜の開花に合わせて、次のとおり交通規制が行われます。

☎ 観光振興課 ☎ (25) 8040
☎ 都市政策課 ☎ (25) 8571

規制日時

4月3日(土)、4日(日)
両日とも9時30分～17時

※長浜市西浅井町から海津方向へは9時から進入禁止です。

※開花状況により規制日が変更になる場合があります。最新の情報は市のホームページでご確認ください。

規制内容

▼海津大崎の一方通行規制(海津東口から長浜市西浅井町方向への一方通行)

▼国道161号海津交差点から海津大崎方向への進入禁止(バスおよびタクシーを除く)

※お車でお越しの方は、海津大崎へはご乗車のまま通過して桜をご観覧ください。

～よくある質問～

- | | |
|-------------------------|------------|
| Q. マキノ駅前から海津大崎間のシャトルバスは | ▶ 運行はありません |
| Q. マキノ駅前の臨時駐車場は | ▶ 設置しません |
| Q. マキノ駅前および海津大崎の仮設トイレは | ▶ 設置しません |
| Q. マキノ駅前での特産品販売は | ▶ 販売はありません |
| Q. マキノ駅前レンタサイクルの貸出は | ▶ 貸出を休止します |

たかしまLIFE!!

☎ 市民協働課 ☎ (25) 8526

わたし流、 やさしまの暮らし。

「豊かな自然と人との出会いに感謝」

中島 健介 さん 一家



たかしまへ移住（I・J・Uターン）された方に、インタビュー！

新しいチャレンジを新しい場所でしたいと考え、さらに、のびのびした子育てを望んだところ、毎年キャンプで訪れていた高島市が頭に浮かび、大津から移住しました。

「なんで高島なん？」とよく聞かれますが、外からずっと見てきたからこそ良さがわかります。

子どもたちは雪で滑り台を作ったり、カエルを捕まえてきたり、驚きと笑いの毎日です。

ご近所さんは温かく迎え入れてくださり、勤務先では困った事がないか気にかけていただき、地域や会社の受入れ姿勢に助けられています。

妻も慌ただしい日々の中でも、「毎日山や琵琶湖が見えて、穏やかに開放的な気持ちになれる。」と癒されています。

高島の自然と人との出会いが、私たち家族を幸せにしてくれたと思っています。

空き家を有効活用しましょう！



空き家の増加が全国的な問題となっていますが、高島市では終活について考える機会の提供や、高島市空き家紹介システムを活用していくことで、新たな空き家の発生の抑制に努めています。

そして、空き家の所有者や今後空き家の所有者になるかもしれない方がその活用を気軽に相談できる場として、毎月第三土曜日に空き家活用相談会を開催しています。

多くの方のお越しをお待ちしています。

空き家活用相談会（4月の開催予定）

日時 | 4月17日 10時～12時
場所 | 市役所本館

※ご予約をいただいた方を優先します。

※パソコンやスマートフォンを活用したりリモートによる相談も可能です。

高島市空き家紹介システムとは…

空き家の所有者から提供していただいた空き家情報を移住希望者に紹介することで、移住、定住の促進と地域との良好なコミュニティの形成を目的として市が運用している「空き家バンク」のことです。

☎ 市民協働課定住推進室 ☎ (25) 8526

介護用品の助成券を交付しています



寝たきりや認知症、心身の障がいなどのため、常時在宅で介護用品を使用している方に、介護用品の購入に使える助成券を交付しています。

助成券交付額

- ① 市民税非課税世帯で要介護4、5相当の方 …… 月額5,000円
- ② 3歳以上20歳未満で障害者手帳の交付を受けている方 …… 月額5,000円
- ③ 市民税非課税世帯で要支援1～要介護3相当の方および②以外の障害者手帳の交付を受けている方 …… 月額3,000円

助成券で購入できる介護用品

介護用紙おむつ、尿とりパット、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、介護シート、使い捨て手袋、リハビリパンツ

※助成券は、市内の協力店でのみ使用できます。

申請の方法

民生委員や市保健師、居宅介護支援事業所などで確認を受けて、長寿介護課、障がい福祉課、各支所で申請してください。

タクシー・バス、ガソリンの助成券を交付しています

介護保険要介護・要支援認定を受けている方や75歳以上で一人暮らしの方、障害者手帳の交付を受けている方などの外出を支援するため、タクシー・バス利用助成券やガソリン助成券を交付しています。



対象者

- 市内にお住まいで、市民税が非課税の世帯の方のうち、次のいずれかに該当する方
- ① 介護保険要介護・要支援認定者
- ② 75歳以上で一人暮らしの方
- ③ 70歳以上の方のみの世帯およびこれに準じる世帯で生活する75歳以上の方
- ④ ▼身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級・2級、視覚障がい1級・2級、呼吸器機能障がい1級の方
▼療育手帳所持者のうちA1・A2判定の方
- ⑤ ▼身体障害者手帳所持者のうち1級・2級（上記④に該当する方以外）の方または肢体不自由3級の方
▼精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級・2級の方

助成額など

- 《タクシー・バス利用助成券》
- ①、②、③、④、⑤の方… 月額1,000円分
- 《ガソリン助成券》
- ④の方 …… 月額1,000円分
- ⑤の方 …… 月額750円分
- ※④、⑤の方は「タクシー・バス利用助成券」または「ガソリン助成券」のどちらかを選択できます。

申請の方法

- ▼対象になる方は印鑑を持って、長寿介護課、障がい福祉課、各支所で申請してください。
- ▼障害者手帳を持っている方は、手帳の提示をお願いします。

市民税課税状況は、4月～6月の申請は令和2年度、7月以降は令和3年度の世帯課税状況で判断します。申請のあった月分から交付します。

☎ ①③・④⑤に該当する方… 長寿介護課 ☎ (25) 8029
☎ ②④・⑥⑦に該当する方… 障がい福祉課 ☎ (25) 8516